

丹波市立児童館運営委員会次第

日 時：令和7年7月2日（水）

午前10時から

場 所：こうがやま児童館

1 開 会

2 委嘱書交付

3 あいさつ

こども福祉課長兼児童館長 大西 万実

4 委員及び職員紹介

5 会長及び副会長の選出

6 会長あいさつ

7 議 事

（1）令和6年度事業報告について 《資料①・②》

（2）令和7年度事業計画について 《資料③・④》

（3）児童館開館時間の変更について 《資料⑤》

（4）その他

8 閉 会

丹波市立児童館運営委員会委員名簿

令和9年7月1日まで

氏 名	所属・職名等
中西 由美	丹波市社会福祉協議会 南部支所長
足立 史	丹波市P T A連合会 副会長
黒田 睦美	丹波市小学校長会 中央小学校長
田畑 佳美	児童館 利用者
山内 順子	児童館 教室指導者
荻野 真理子	丹波市民生委員児童委員連合会 主任児童委員
芦田 陽一朗	公募委員
勝本 翔	公募委員

児童館の概要

1 目的

児童に健全な遊びの場を提供するとともに、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、地域の健全育成の拠点施設として活用する。

2 設置場所等

施 設 名	場 所	電話番号
丹波市立こうがやま児童館	丹波市氷上町成松 217	82-8620

3 開館時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

4 休館日

日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

5 利用対象者

0 歳から 18 歳未満までの児童とその保護者

6 主な事業内容

- （1）児童の集団的及び個人的指導に関する業務
- （2）児童相談に関する業務
- （3）子ども会等地域組織活動の育成助長に関する業務
- （4）児童クラブ等の育成に関する業務
- （5）関係機関又は団体との連携に関する業務
- （6）少子化対策に関する業務
- （7）前各号に掲げるもののほか、児童館の目的を達成するために必要な業務

参 考

【根拠法令 児童福祉法】

第 1 条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第 40 条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

○丹波市立児童館条例

平成16年11月 1 日

条例第113号

改正 平成24年12月27日 条例第52号

平成27年 9 月30日 条例第36号

平成28年 9 月29日 条例第32号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第1条に規定する理念に基づき児童の心身共に健全な育成を図り、もってその福祉を増進するため、法第40条に規定する児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
丹波市立こうがやま児童館	丹波市氷上町成松217番地

(事業)

第3条 丹波市立児童館（以下「児童館」という。）は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童の集団的及び個人的指導に関すること。
- (2) 児童相談に関すること。
- (3) 子供会等地域組織活動の育成助長に関すること。
- (4) 児童クラブ等の育成に関すること。
- (5) 関係機関又は団体との連携に関すること。
- (6) 少子化対策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する児童館の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第4条 児童館に館長その他の必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 児童館の円滑な運営を図るため、丹波市立児童館運営委員会を置く。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者 5人以内
 - (2) 主任児童委員 1人
 - (3) 公募による市民 2人以内
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員の再任は、妨げないものとする。

(使用の許可)

第6条 市長は、第1条に規定する目的に反しない限り、児童館を使用させることができる。

- 2 児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときもまた同様とする。
- 3 市長は、前項の許可をする場合において、児童館の管理上必要な条件を付

すことができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 児童館の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 児童館の使用料は、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第6条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外に使用してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用の中止、若しくは制限を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その損害の責めを負わない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、児童館の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。前条の規定により許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 使用者が建物、備品その他の附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の氷上町立児童館の設置及び管理に関する条例（平成6年氷上町条例第16号）の規定によりなされた処分、

手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年12月27日条例第52号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月29日条例第32号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○丹波市立児童館条例施行規則

平成16年11月 1 日

規則第67号

改正 平成21年 9 月 2 日規則第96号

平成24年12月27日規則第74号

平成27年 9 月30日規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波市立児童館条例（平成16年丹波市条例第113号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 条例第4条の規定により、丹波市立児童館（以下「児童館」という。）1館につき次の職員を置く。

(1) 館長 1人

(2) その他の職員 2人

2 館長は、他の職務と兼ねることができる。

(開館時間)

第3条 児童館の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(4) その他市長が管理上必要と認めた日

(使用許可の申請)

第5条 条例第6条の規定に基づき、児童館を使用しようとする児童は、受付に備付けの使用簿に住所、氏名及び年齢を記入し、許可を得て入館するものとする。

2 児童以外の者が児童館を使用するときは、児童館使用許可申請書を使用する日の前日までに提出するものとする。ただし、市長において特別の理由又は当該施設の管理上支障がないと認められるときは、当該期間によらないことができる。

(使用の許可)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、当該申請者に対し、児童館使用許可書を交付するものとする。

(使用変更等)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設の使用を変更し、又は取り消しをしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、条例第10条の規定による許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限をするときは、口頭

又は理由を付した文書により使用者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 児童館の使用を終了したときは、使用した場所及び設備を整理整頓し、係員に届け出ること。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 建物その他の物件を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 騒音、暴力等により他に迷惑をかけないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理上必要な指示に従うこと。

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(係員の立入り)

第11条 使用者は、市長から管理上係員の立入りを求められたときは、拒んではならない。

(損傷等の届出)

第12条 使用者は、建物、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(委員会の運営)

第13条 委員会は、児童館の円滑な運営を図るため、必要な事項を調査及び審議する。

2 委員会が調査及び審議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 児童館の管理に関すること。
- (2) 児童館の行う事業の企画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第3条の目的達成に必要な事項

(会長及び副会長)

第14条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、会長の決するところによる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、児童館の管理運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の氷上町立児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成6年氷上町規則第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年9月2日規則第96号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月27日規則第74号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年度 丹波市立こうがやま児童館事業実績

■チャレンジ教室事業（延べ開催回数：15回）

令和7年3月末

事業名	わくわく絵画教室		
講師	原 千歳 氏	開催日	①6月1日(土) ②7月6日(土) ③9月7日(土) ④11月9日(土) ⑤3月1日(土)
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	延べ93名 (内訳)①19人 ②23人 ③18人 ④16人 ⑤17人
評価	名札作りは、名札用の紙を利用し、個性豊かな自分だけのデザイン名札を作った。共同画は、グループにわかれ、自分の描きたいものの考えや思いを出し合い、クレパスで模造紙に描いた。次の回では、前回のクレパス共同画に、絵具で色を塗った。6グループそれぞれに、のびのびと描く気持ちよさを味わい、出来上がった絵をグループ別に展示すると、相互に説明しながら鑑賞をしていた。 スチレンボード版画は、ニードルペンを使い、スチレンボードに絵を描いた。筆圧が難しかったが、自分の好きな絵を描き、ローラーで色をつけ、用紙に転写する度に「わーやったー」「こうなったか」などと歓声が上がっていた。 糸掛け壁飾りは、毛糸を使って描くことをねらいとし、カラフルな毛糸を無心で台紙に編み込んでいき、一枚の絵画ができた。色を塗るのではなく、編んでいくことで違う表現の方法を学んだ。 墨絵は、墨の濃淡を活かしながら大小の筆、割りばしを使って描くという初めての体験ができた。 教室の最後には毎回保護者も入室され、児童の作品を鑑賞する時間をとった。保護者に認めてもらうことで、より達成感や満足感を得られる時間になった。 年間を通して様々な画材や技法に触れ、自分の思いを自由に表現する楽しさを知り、様々な学びを深めることができた。		

事業名	おもしろ科学教室		
講師	中西 勝廣 氏	開催日	①5月18日(土) ②8月17日(土) ③10月12日(土) ④12月7日(土) ⑤1月25日(土)
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	延べ84名 (内訳)①19人 ②17人 ③19人 ④12人 ⑤17人
評価	参加児童の活動と各回のねらいがスムーズに達成できるように、講師との事前打ち合わせを念入りに重ね、実際に職員も作成や実験をして準備を行った。教室当日は、児童の発想により突然に必要なものが出てくることもあるため、あらゆる想定をしながら、児童の思いや考え、新たな発想に対応出来るように配慮した。 毎回、身近な素材を材料として利用し、工夫して科学の力と結び付けることで、新しい物を生み出す方法や考え方を自然に学ぶことができた。与えられた課題の中で創意工夫し、発展させ、講師から「そういう風に考えたか」、「その方法もいいな」と言われるほど、自分で新たに展開していく姿がみられた。また、回を重ねるごとに、講師の話をしっかり聞いて、行動に移すという力が育ってきたり、約束を守り、相互に教えあったりする姿が多く見られるようになった。完成したものを利用して遊ぶ時は、喜びで一段と笑顔がはじけ、児童同士のかかわりも深まっていた。 科学の働きを自分たちなりに理解し、物づくりに発展させる中で、上手にできなくても挑戦する力、どうしたらいいのかと工夫し考える力、友達や講師に困ったことを相談できる力などが身につく、充実感や達成感、満足感を得ることができた。		

事業名	英語であそぼう		
講師	山内 順子 氏	開催日	①6月8日(土) ②7月20日(土) ③9月14日(土) ④12月14日(土) ⑤3月8日(土)
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	延べ35名 (内訳)①6人 ②7人 ③6人 ④8人 ⑤8人
評価	日本語のほかに、世界共通言語の英語を好きになることを目的に、参加児童の期待感を高めながらスタートした。 英語であそぼうは、何度も反復して習得する過程からなり、年間5回を通して、音楽、リズム、カード、ワークシート等を活用しながら手遊びや全身を動かすことで、自然に英語に親しめるように時間配分された。 発音にも積極的にチャレンジした。お互いを見合いながらリズムに合わせて体を動かしつつ英語を発音したり、ジャングルに探検しながら動物の名前を発音したりと楽しく学べた。また、季節の挨拶を覚えたり、自分の名前、住んでいる所、好きな色や物を発音したりすることで、実用的な英語を学ぶことができた。 ハロウィンやクリスマス、新年の挨拶など、季節や行事に応じた単語も学びつつ発音し、年間を通じ、わくわくした楽しい雰囲気の中で教室展開ができた。 外国の児童が実際に使用しているカラフルなワークシートを用いて、学んだことを目で見えて考え、さらに習得することができた。アットホームな雰囲気を大切にしながら、参加児童のつづきやきを受け止め、柔軟に対応されることで、児童が英語を好きになる大切な時間となった。		

■児童館啓発事業（延べ開催回数：3回）

令和7年3月末

事業名	夏の星空観察会		
講師	県立柏原高校理科部顧問・生徒（5名）	開催日	令和6年8月9日（金）
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	34名
評価	柏原高校理科部の生徒5名と田村徹顧問、臼井英文教諭を講師に迎え、夏の星空観察会を実施した。 第1部はホールにて、生徒による星空クイズの出題があった。答えだと思ふ番号で手を上げて意思表示をし、最後に正解を明らかにする方法だったため、小学生にもわかりやすかった。 次の星座の話も、生徒が描いて作ってくれた話で、美しく鮮明でわかりやすかった。「さそり座の話は初めて聞いた。」と話してくれる児童もいて、興味や関心が広がった様子であった。 第2部は、グラウンドへ出て、実際に望遠鏡で月を見た。「月の凸凹が見える。」「きれいに見えてるし、何か光ってる感じ！」など自分が思ったこと、感じたことを嬉しそうにつぶやいていた。会が進むにつれ、沢山の星が見えるようになると、「星のこともいっぱい教えてほしい。」と、児童から意見があり、田村顧問が分かりやすく、今見えている星について解説をしてくださり満足していた。 保護者からも「いつもは、雑事に追われ、星出てるな！明日は晴れかくらいしか思わないけれど、こんなにゆっくりと空を見上げていたことはないです。」「きれいな月や星空を見られ心の余裕が生まれたようです。」「子どもの関心を広げてやりたいなと思います。」などと話されていた。 ゆったりとした時間の流れの中で、生徒の皆さんも優しく対応をしてくださり、親子で聞く・見る・知る体験や学びができ、様々な年代が関わることができた貴重な時間であった。		

事業名	みんなおいでよ児童館		
講師	田中 和幸氏・澤野 凧緒子氏	開催日	令和6年10月26日（土）
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	53名
評価	マジックショー＆バルーンアートでは、講師が手品を披露すると、会場からは、子どもだけでなく大人からも驚きの声が上がっていた。子ども参加型の手品もあり、見ているだけでなく実際に体験することができ、参加した子どもは嬉しそうな表情だった。 バルーンアートも、子ども一人一人が好きなバルーンを時間を掛けて選ぶことができた。 クイズでは、氷上中学校生徒に出題（研修見学で来られていた子育て学習センターの2名の職員にも参加）してもらった。 出題者は、参加者の小さな子どもに配慮し、ゆっくりとクイズを読み、参加者は〇か×への移動を楽しんでいた。 ダンスでは、講師が準備運動等行いながら参加者を直接見た上で、参加者が出来そうな内容を考えて進めていった。子どもたちも積極的に参加し、最後は、参加者全員が輪になって踊り、会場全体が盛り上がり温かい雰囲気になっていった。 事業終了後に参加者同士や、講師と参加者で話す姿も見受けられ、他地域に住む市民たちが交流できる良い機会でもあり、また、子どもたちにとっても様々な体験ができる機会になった。当日にプログラム内容の流れの変更があったが、運営委員や主任児童委員、子育て支援課、中学生ボランティアの皆様のご協力もあって、臨機応変に対応でき、楽しくかわりを深めながら終えることができた。		

事業名	こまをまわして遊ぼう		
講師	枇杷 紘一郎氏・枇杷 喜代子氏	開催日	令和7年1月11日（土）
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	45名
評価	日本各地に伝わる様々なこまを、軽妙な語り口で次々と紹介してくださり、子どもたちの目も輝いていた。大人も思わず前のめりになり、こまが回るたびに、笑顔になり引きこまれていく様子が分かった。 大小めずらしいこまに歓声や拍手が起り、会場が一つになっていった。こまを使って日本昔話「桃太郎」の話を展開された時は、話の中に入り込み、こまの鬼と桃太郎の戦いの場面では、夢中で応援し「桃太郎勝った！」と思わず拍手していた。 こままわしの体験の時間には、「大きいこまをまわしたい！」「手にのせてみたいんや！」と、自分の思いが膨らみ、何度も挑戦していた。「できた！まわった！」と大喜びしている子どものそばで、大人も子どもに負けじと何度も挑戦し、回せるたびに、あちこちで拍手と歓声が上がっていた。 「こんな素晴らしい体験ができるとは思いませんでした。」「こんなにたくさんのこまを見られ感激です。」「ほんとに参加して良かったです。」などの感想を聞くことができた。 伝承遊びを体験し、日本の文化を知るとともに、講師が、こまだけではなく、日常の大切な知識や知恵を会話の中に盛り込まれ、その温かさを感じ取ることができた。参加者全員がふれあいを深め、学びのある有意義な新春の時間を過ごすことができた。 ※氷上町内の主任児童委員・地区担当民生委員と運営委員の皆様方にも児童館啓発事業を通し、児童館の活動を周知いただける機会となった。		

■出前児童館事業 （延べ開催回数：3回）

令和7年3月末

事業名	レッツエクササイズ		
講師	谷垣 忠寛 氏	開催日	令和6年6月22日（土）
開催場所	氷上住民センター 体育館	参加人数	31名
評価	谷垣コーチから、まずは体育館に置いてあるコーンの外をゆっくり走るように促され、「わー大変！」という児童もいたが、走り出すとみんなと走るのが楽しくなり、誰一人、途中で休むことはなかった。 スタートダッシュも何回か繰り返すうちに上達していた。湿度が高かったので、休憩を4回取り入れた。ラダートレーニングは、足をグーパーしながら前にジャンプしていく方法や腕を上げ、手をグーパーしてジャンプで進む、うさぎ跳びで前に進む、膝を高く上げて歩く、90度に膝をまげ、後ろ足でキックして前に進むなどわかりやすく具体的に指導いただいたので、児童も大人も汗をかきながらも、「疲れた」「休みたい」という児童もなく、終始、和やかで怪我なく事業を展開することができた。 事後に「走るのが楽しいなと思える時間を過ごせた。」「走るの苦手だったけど、走って楽しいと思った。」「走り方の基本がよくわかった。」などの嬉しい感想を聞くことができた。本当にたくさんの学びがあり、有意義な時間を共有できた。		

事業名	和ごころ講座		
講師	後藤 紀行 氏	開催日	令和6年7月27日（土）
開催場所	山南住民センター 調理室	参加人数	31名
評価	参加者をAグループとBグループに分け、講師の周りに集合し、作業手順をみながら、分かりやすく和菓子づくりを教えていただいた。いま見て教えてもらったことを、自席にもどり、実際に自分で作るという方法で指導された。 最初は、「一つ目小僧」を作った。肌色の材料餡を、中心は厚く、外側は薄く円状に広げ、中にあずき餡を包んで丸くし、白目と黒目、耳や舌を他の色の餡で配した。「一つ目小僧を作った。」「やったーできたー！」と喜んだり、「見てみて！」と自慢げに見せてくれたりした。1個目で少し自信が持てたようで、みんなの目が輝き始め、2個目への意欲を感じられた。 2個目は、紫と白の餡を合わせ、白を紫の方へ指でやさしく広げる方法を教わった。「難しそう」という児童もいたが、やり始めるとみんな上手に広げ、あさがおの下地ができた。その上に、スプーンで5回、半丸の切れ込みを入れて朝顔にし、緑の寒天で葉を作り添えた。できる度に自然と拍手が起こっていた。 最後は、3色の餡をやさしく丸めて合体させ、それを紫の餡を丸く伸ばしたもので更に包み、花火の下地を作った。そこに12本の切れ込みを入れ、次に、棒で上の餡を薄く延ばし、花火の広がりを表現した。 子どもも大人も、夢中になり、熱心に集中しつつ楽しみながら作っておられるのがよく分かった。記入いただいた感想からも「和菓子を作る工程をよくわかるように教えていただいた」「楽しく作れ、和菓子が好きになった」「食べるのがもったいない」などたくさんの思いがあらわれていた。 伝統的な和菓子を実際に作る中に、たくさんの学びがあるととても良い体験となった。		

事業名	学べるクッキング		
講師	健康課 栄養士 足立 真澄 氏	開催日	令和6年11月30日（土）
開催場所	ライフピアいちじま	参加人数	14名
評価	講師におにぎらずのレシピとおにぎらずの型を配布していただき、作り方を一通り教わった。それから、衛生面について説明していただき、参加者に入念に手洗いをしてもらった。各家庭ごとで、レシピをみながら調理を開始し、分からないことがあれば、見回る講師や職員に尋ね、講師・職員が様子を伺いながらその都度対応した。 実際におにぎらずを作る時には、配布してもらった型を使用した。おにぎらずの型があることで、初めて作る児童にとって滞りなく進めることができていた。 四角のおにぎらずが完成し、包丁で半分に切ると、色鮮やかな断面が見れ「おいしそう」「綺麗」という声が上がっていた。 試食では、夢中に食べている姿が見受けられた。児童館からは、パネルを見せながら「おにぎりの7つの魅力」「色んなおにぎりの紹介」「おにぎりクイズ」を行った。児童1名が、事業開始してから上手くできず泣いてしまう場面があったが、職員が話を聞き対応し、本人のペースで進めたことで、徐々に調理に参加し最後には、試食することができていた。 レシピを見ながら進めたことで「次何するの?」「どうやって切るの?」等、親子間の会話が多く生まれ、また感想文には「苦手だったツナマヨが食べられるようになった」「今まで流行りだったおにぎらずを作ったことがなかったが、作れてよかった」「子どもに普段、調理を体験させる機会が無かったが今回体験させることができてよかった」と記載されていた。 親子にとって次に繋がられる大変良い体験ができた。		

■その他事業

令和7年3月末

事業名	地域に学ぶトライやる・ウィーク		
開催場所	こうがやま児童館	開催日	令和6年6月3日（月）～6月7日（金）
実施回数	5日間	参加人数	2名
評価	6月3日～7日の5日間、2名の生徒を受け入れた。3名の受け入れ予定であったが、うち1名は起立性調節障害があり、期間中に参加することは不可能であった。当該生徒については、他の2人と一緒に児童館へ行きたいとの希望を持たれており、事前に担任教員からも、保護者同伴でも一緒に出来る仕事があれば対応をお願いしたいと伺っていた。参加することはできなかったが、他の2名の生徒が、体験話を伝えてあげていたそうである。 参加の2名に関しては、館内外の環境整備、手作り玩具の製作にも意欲的に取り組んだ。順応が早く、スムーズに児童館の仕事を覚えることができた。興味がある分、質問事項も多く、不思議に思ったことは、すぐに尋ね、解決を図ろうと積極的であった。児童館の果たす役割が多岐にわたり「いろいろ児童のことを考えてされているんですね。」「児童館でのやりがいは何ですか?」と質問を受けることもあった。本人が感じ取ったことを日々提出されるノートからも見て取れた。実際に保護者や乳幼児・小学生等に関わる際にも、優しく話したり、そばで見守ったりが上手にできていた。幼い子どもたちが、自分が作成した「コリントゲーム」で遊んでくれるのが何よりうれしかったようである。 児童館の果たす役割や日々の業務の中に利用者のことを考えて行動する姿を感じ取ってもらえたのか「児童館で働きたいです!」とうれしい言葉が聞けた。 今回の体験をいつかどこかで生かし、将来の夢に向かって大きく羽ばたいてほしい。		

事業名	保育実習生受け入れ		
開催場所	こうがやま児童館	開催日	令和6年9月30日（月）～10月12日（土）
実施回数	12日間	参加人数	1名
評価	9月30日～10月12日までの期間、保育実習生を受け入れた。幼児教育関係に就職希望を持たれているが、自身で児童館を探し、実習を希望されたとのことであった。 明るく、意欲的で、状況の判断もできていた。保護者との関わりに戸惑いをおぼえ、「どうしたらよいんですか?」といろいろな質問をされ、学ぼうとする姿勢を感じた。日々、上手なかかわりができていたので、認めると何とも嬉しそうな笑顔が返ってきた。 休日を返上し、子ども達への手作りおもちゃを6点ほど作成し、「児童館のためにと考えて作りました。」と持参されたので感謝を伝えた。それらを子どもに使わせる時の安全・衛生面の配慮点を伝えると「そういうことも大切ですね。そこにも気を付けるんですね。」「わかりました。やってみます。」と素直にアドバイスを聞くことができ、工夫を加えてさらに良い玩具になった。 児童や保護者と関わる時に、今、何が大切かを敏感に感じ取れるところや穏やかに関われるところ、変化に順じ、素早く行動をとれるところは大切に、今後も、さらなる希望に向かって精進してくださいと伝えた。 「児童館では、初めの仕事を体験し、先生方の動きや関わり方を見ながら学びました。本当に多くの仕事をこなしながら、子どもたちも見ながらすごいと思います。」と返事されていた。 12日は本人の希望により、チャレンジ教室を体験したいとの事で参加され、最後まで意欲をもって実習ができた。		

令和6年度 こうがやま児童館年間利用実績（地域別） R7.3月末

年齢	柏原地域	氷上地域	青垣地域	春日地域	山南地域	市島地域	その他	合計
0 歳	8	235	0	11	0	1	5	260
1 歳	73	412	2	9	11	0	9	516
2 歳	60	302	19	31	7	3	13	435
3 歳	24	86	0	7	10	1	5	133
4 歳	7	108	0	7	7	5	3	137
5 歳	9	58	0	4	6	3	0	80
6 歳	8	40	0	6	2	0	2	58
7 歳	31	167	0	19	5	8	0	230
8 歳	26	299	1	9	6	7	0	348
9 歳	10	852	0	12	1	10	0	885
10 歳	15	568	0	0	2	3	0	588
11 歳	1	439	0	1	1	6	0	448
12 歳	0	200	0	0	1	0	0	201
13 歳	0	22	0	0	0	0	0	22
14 歳	0	17	0	0	0	0	0	17
15 歳	0	13	0	0	0	0	0	13
16 歳	0	4	0	0	0	0	0	4
17 歳	0	0	0	0	0	0	0	0
18 歳～	231	1,501	13	107	53	47	61	2,013
合 計	503	5,323	35	223	112	94	98	6,388

開館日数 293 日 1 日平均利用数 21.8 人

実利用日数 292 日

教室名等	実施日	場 所	対象者	内 容
チャレンジ教室 (英語であそぼう)	年間(5回) 各土曜日	こうがやま児童館	小学生 (1年~3年)	季節の行事・歌・リズムを取り入れた活動やみんなで楽しめる簡単なゲームを通し、身近な英語に親しむ。ワークシートを使ってより知識を深める。
チャレンジ教室 (わくわく絵画教室)	年間(5回) 各土曜日	こうがやま児童館	小学生 (1年~4年)	様々な画材を使って絵を描くことを楽しんだり、自分の思いを表現するいろいろな手法を知ったりすることで、表現することの喜びを味わう。
チャレンジ教室 (おもしろ科学教室)	年間(5回) 各土曜日	こうがやま児童館	小学生 (1年~4年)	身近にある素材を活用した工作を通して、不思議な科学現象を知り興味関心を広げる。試したり工夫したりして出来上がった完成品で楽しく遊ぶ。
啓発事業 (夏の星空観察会)	8月8日(金)	こうがやま児童館	小学生 保護者	夏の星座、月、木星、土星等を天体望遠鏡で観察し、柏原高等学校の教諭や生徒の話、天体クイズ等を楽しみ、宇宙・星空への関心や夢を広げる。
啓発事業 (みんなおいでよ、 児童館!)	10月25日(土)	こうがやま児童館	未就学児 小学生 保護者	様々な年代の人々と交流し、関わりを深めるとともに、仲間意識や豊かな感性を育む。色々な活動の中から、学びや楽しみ、喜び、嬉しさ、充実感を味わう。
啓発事業 (こまをまわして あそぼう)	12月6日(土)	こうがやま児童館	未就学児 小学生 保護者	日本全国の郷土こまの紹介や技の披露。個性豊かなこまを使い、生きるヒントを織り交ぜながら語られる日本昔話を聞く。実際に様々なこまに触れ、回せるように挑戦する。
出前児童館 (レッツエクササイズ)	6月21日(土)	氷上住民センター	小学生 保護者	「のびのびと脳と体をきたえよう」をテーマに、体を動かすことの喜びや楽しさを実践の中から学び、運動を好きになることで、脳を育て心を育む。
出前児童館 (和ごころ講座)	7月26日(土)	丹波年輪の里	小学生 保護者	木と親しみ、木のあたたかさや特徴、素晴らしさを発見しながら創意工夫をし、創作活動を楽しむ。
出前児童館 (学べるクッキング)	11月22日(土)	山南住民センター	小学生 保護者	「野菜大好き秘密のごはん」をテーマに、野菜に親しみ、野菜を好きになるコツや、楽しくアイデアあふれる簡単で美味しいごはんを作る。

※トライやるウィーク・サマーボランティア・インターンシップ・実習生の受け入れ。

令和7年度 年間行事予定表

丹波市立 こうがやま児童館

令和7年4月現在

日	曜	4月	曜	5月	曜	6月	曜	7月	曜	8月	日	曜	9月	曜	10月	曜	11月	曜	12月	日	曜	1月	曜	2月	曜	3月
1	火		木		日		火	和ごろ講座 メ 切	金	夏の星空観察会 メ 切	1	月		水		土		月		1	木	元日	日		日	
2	水		金		月	トライやる受け入れ	水		土		2	火		木		日		火		2	金	休館日	月		月	
3	木		土	憲法記念日	火		木		日		3	水		金		月	文化の日	水		3	土	休館日	火		火	
4	金		日	みどりの日	水		金		月		4	木		土		火		木		4	日		水		水	
5	土		月	こどもの日	木		土	わくわく絵画教室②	火		5	金		日		水		金		5	月	仕事始め	木		木	
6	日		火	振替休日	金		日		水		6	土	わくわく絵画教室③	月		木		土	こまをまわしてあそぼう	6	火		金		金	
7	月		水		土	英語であそぼう①	月		木		7	日		火		金		日		7	水		土	わくわく絵画教室⑤	土	
8	火		木		日		火		金	夏の星空観察会	8	月		水		土	英語であそぼう④	月		8	木		日		日	
9	水		金		月		水		土		9	火		木		日		火		9	金		月		月	
10	木	チャレンジ配信・配布	土		火	和ごろ講座配信・配布	木	夏の星空観察会配信・配布	日		10	水		金		月	こまをまわしてあそぼう 配信・配布	水		10	土		火		火	
11	金	受付開始	日		水	受付開始	金	受付開始	月	山の日	11	木		土	おもしろ科学教室③	火	受付開始	木		11	日		水	建国記念の日	水	
12	土		月		木		土		火		12	金		日		水		金		12	月	成人の日	木		木	
13	日		火		金		日		水		13	土	英語であそぼう③	月	スポーツの日	木	避難訓練	土	わくわく絵画教室④	13	火		金		金	
14	月		水		土	レッツエクササイズ メ 切	月		木		14	日		火		金		日		14	水		土	英語であそぼう⑤	土	
15	火		木		日		火		金		15	月	敬老の日	水		土	学べるクッキング メ 切	月		15	木		日		日	
16	水		金		月		水		土		16	火		木		日		火		16	金		月		月	
17	木		土	おもしろ科学教室①	火		木		日		17	水		金		月		水		17	土		火		火	
18	金		日		水		金		月		18	木		土	みんなおいでよ児童館 メ 切	火		木		18	日		水		水	
19	土		月		木		土	英語であそぼう②	火		19	金		日		水		金		19	月		木		木	
20	日		火		金		日		水		20	土		月		木		土	おもしろ科学教室④	20	火		金		金	春分の日
21	月		水		土	レッツエクササイズ	月	海の日	木		21	日		火		金		日		21	水		土		土	
22	火		木		日		火		金		22	月		水		土	学べるクッキング	月		22	木		日		日	
23	水		金	レッツエクササイズ配信・配布	月		水		土	おもしろ科学教室②	23	火	秋分の日	木		日	勤労感謝の日	火		23	金		月	天皇誕生日	月	
24	木		土	受付開始	火		木		日		24	水		金	学べるクッキング配信・配布	月	振替休日	水		24	土	おもしろ科学教室⑤	火		火	
25	金		日		水		金		月		25	木	みんなおいでよ児童館 配信・配布	土	みんなおいでよ児童館 学べるクッキング受付開始	火		木		25	日		水		水	
26	土	チャレンジ教室 メ 切	月		木		土	和ごろ講座	火	実習生受け入れ	26	金	受付開始	日		水		金		26	月		木		木	
27	日		火		金		日		水		27	土		月		木		土	仕事納め	27	火		金		金	
28	月		水		土		月		木		28	日		火		金		日		28	水		土		土	
29	火	昭和の日	木		日		火		金		29	月		水		土	こまをまわしてあそぼう メ 切	月	休館日	29	木				日	
30	水		金		月		水		土		30	火		木		日		火	休館日	30	金				月	
31			土	わくわく絵画教室①			木		日		31			金				水	休館日	31	土				火	

- ※児童館事業
- ・運営委員会（7月・2月）予定
- ※貸館利用
- ・丹波市内認定こども園（子育て支援室含む）
- ・子育て学習センター等

- ※チャレンジ教室
- ①わくわく絵画教室（年間5回）
- ②英語であそぼう（年間5回）
- ③おもしろ科学教室（年間5回）
- ※その他事業
- ①トライやるウィーク（中学2年生）
- ②サマーボランティア受け入れ
- ③インターンシップ受け入れ
- ④実習生受け入れ

- ※啓発事業
- ①夏の星空観察会 《8月8日（金）》
- ②みんなおいでよ、児童館！《10月25日（土）》
- ③こまをまわしてあそぼう《12月6日（土）》
- ※児童館だより 年4回（春・夏・秋・冬）

- ※出前児童館
- ①レッツエクササイズ《氷上住民センター：6月21日（土）》
- ②和ごろ講座《丹波年輪の里：7月26日（土）》
- ③学べるクッキング《：山南住民センター11月22日（土）》

こうがやま児童館 開館時間の変更について

福祉部こども福祉課

1 現状と課題

現状

開館時間 午前8時30分～午後5時 （※丹波市立児童館条例施行規則第3条）

課題

職員の始業時間も午前8時30分からであり、開館にあたり必要な準備業務（空調設定、施設清掃等）を行おうとすると、始業時間前に相当の業務をこなす必要がある。

2 変更内容

上記課題を踏まえ、始業時間以降に開館の準備業務が行えるように、開館時間を現行より30分遅らせ、午前9時からとする。

（変更前）	（変更後）
午前8時30分 ～ 午後5時	<u>午前9時 ～ 午後5時</u>
※変更適用日：令和8年4月1日～	

3 参考

○市内他施設等の状況

施設名	開館時間
子育て学習センター	午前9時 ～ 午後5時
植野記念美術館	午前9時 ～ 午後5時
図書館	午前10時 ～ 午後6時
住民センター	午前9時 ～ 午後10時

○近隣他市町の状況

市町名	施設名（種別）	開館時間
丹波篠山市	丹南児童館（小型）	午前9時 ～ 午後5時
多可町	中児童館（小型） みなみ児童館（小型）	午前9時 ～ 午後5時
西脇市	こどもプラザ	午前9時30分 ～ 午後5時
三田市	池尻児童館（小型）	午前9時 ～ 午後5時
小野市	小野立児童館（小型）	午前9時30分 ～ 午後5時30分
加東市	社児童館（小型） 滝野児童館（小型）	午前9時 ～ 午後5時